

天理本『梅松論』の歴史構想 —正確性と精密性の追求—

福田景道

—正確性と精密性の追求—

はじめに—天理本『梅松論』について—

古本系『梅松論』には、京都大学蔵本・天理図書館蔵本・彰考館蔵寛正七年奥書本がある。いずれも室町時代の奥書をもち、古態を残す点で、江戸時代以降の流布本系諸本と区別される。近年の『梅松論』研究は、寛正本が上巻を欠き、天理本には加筆・修正の痕跡が顕著なため、京大本に基づくのが通例になっている。京大本に基づきつつその不備を天理本・寛正本・流布本によつて補う、という方針が一般的であると思われる。

その際に、特に問題となるのが天理本である。かなりの量の加筆と改変がなされていると同時に、他の諸本に失われた原本の面影を残すと予想されるからである。

天理本については、高橋貞一⁽¹⁾、釜田喜三郎⁽²⁾、小川信⁽³⁾、加美宏⁽⁴⁾、小助川元太⁽⁵⁾らによつて多彩な立場からの考察が積み重ねられ、その全体像が明らか

になりつつある⁽⁶⁾。加えて、小助川の『行薈編「塙囊鈔」の研究』(平成十八年、三弥井書店刊)に全文の翻刻が掲載されて、享受の広がりと一層の研究の進展が期待できるようになつた。

現時点では、天理本『梅松論』の特質として明らかにされているのは、『太平記』古態本を用いての増補・改訂⁽⁷⁾、『神皇正統記』に基づく増補⁽⁸⁾、『塙囊鈔』の著者行薈による改作の可能性⁽⁹⁾などであり、少弐氏・細川氏・護良親王・新田義貞関係記事、年月日・人名表記・地名表記についての改変・加筆なども注目されている⁽¹⁰⁾。

本稿では、それらを前提に、天理本の歴史構想の独自性と改作方針の一端を解明する。

一、史実の精確化と先行作品転用

天理本『梅松論』の『太平記』本文取用の明徴は、北条時政の江ノ島奇瑞譚のような長文引用を始めとして

十例を超えると思われる。そのうち、北条得宗の系譜の箇所に諸本間の異同が甚だしい。左に京大本・天理本・流布本（延宝本）の該当箇所を掲出してみる。

〔京大本〕次ニ執権ノ次第ハ、時政_{遠江守為頼、朝卿後見}、義時、泰時、経時、時頼、時宗、貞時、以上八代⁽¹⁾、

（一一頁）

〔天理本〕次ニ執権ノ次第、北條ノ遠江守時政
賴朝卿、陸奥守義時、武藏守泰時、修理亮経時、相模守時
賴_{号西明、寺殿ト}、左馬權頭時宗、相模守貞時、前相模守高時、已上八代⁽²⁾。（二五〇頁）

〔流布本〕次に執権の次第は遠江守時政・義時・泰時・時氏・経時・時頼・時宗・貞時・高時已上九代⁽³⁾、（四二一・四三二頁）

京大本には「以上八代」と明記されるが、七人の執権（得宗）名しか記されない。天理本が矛盾なく八名を挙げているのに比較すると、京大本は高時を欠いていることになる。流布本は、天理本の八名に時氏を加えて「九代」とする。ただし時氏は執権ではない。また、天理本の「修理亮経時」は誤りで、経時は武藏守を冠すべきである。以上のように、三本（系統）ともに欠陥をもつ。

釜田喜三郎は、『太平記』の影響を想定してこの異同の因を追究する⁽⁴⁾。まず、『太平記』諸本が執権の列挙に際して必ず時氏を加えることから、流布本はそれに応じていると指摘する。次に経時を修理亮とする誤謬

について、古態本の西源院本『太平記』などに「修理亮時氏武藏守経時」とあるので、天理本は『太平記』を参照して、「修理亮経時」としてしまったらしい」と推定する。天理本の親本には時氏がなかつたので、『太平記』によつて職名を付加する際に「修理亮時氏武藏守経時」の波線部分を看過して「修理亮」と「経時」を不用意に直結させてしまったという理解である。

この直後に「高時ノ代」とあり、「高時以往」を「先代」と一括しているところを見ると、高時を欠くのは不自然で、京大本の脱落は間違いない。したがつて、時氏を除いて「八代」とする天理本が原型を最も正確に伝えているとする釜田説は、執権の人数に関しては首肯できる。しかし、職名の表記については事情を異にする。天理本のこの部分が、『太平記』のみに基づくとは言えそうにない。天理本には、「北條」「前相模守高時」などの『太平記』に見られない付加箇所も存在するからである。ここでは、何らかの資料に依拠して職名などを付加して精確さを目指している天理本の姿勢が確認できるに過ぎない。時頼の「西明寺殿」という割注は西源院本『太平記』に共通するので、何らかの資料の中に『太平記』古態本が含まれていた可能性が高いとは言えるが、『太平記』のみに基づくとまでは断定できないであろう。

また、天理本の加筆箇所を除いた形は、京大本に「高時」を補つた形にほぼ一致すると思われる。すなわち、

時政から高時までの八代の名のみを列挙するのが最も原態に近く、それから「高時」が脱落したのが京大本、職名などの説明を付加したのが天理本、時氏を加えて九代としたのが流布本ということになる。このうち、天理本のみが積極的に改変と加筆を行つてゐるのである。天理本に祖本の保持よりも史実の精確さを優先する姿勢が際立つと言つてよいであろう⁽¹⁵⁾。

同様の傾向を、「将軍」関係記事によつて示しておきたい。天理本には、「将軍」の用例が明らかに減少している。たとえば、京大本の「頼義ノ将軍」(三四頁)、「併將軍ノ武略ヨリ出タリ」(三五頁)、「将軍ノ御船ニハ」(三七頁)、「将軍悦」(三九頁)「将軍ノ御座船ハ」(同)、「此將軍ノ御子孫続タモチ給ベキ御代ノ数」(四五頁)の諸例は、天理本では「伊予守頼義」(二七九頁)、「併ラ両將ノ武略ノ至リニテソ」(二八〇頁)、「海上ノ御共ニハ」(二八二頁)、「尊氏悦ヒ給テ」(二八四頁)、「武将ノ御船ニハ」(二八五頁)、「此ノ御代ノ子孫相続シ給ハシ事ハ」(二九三頁)となつてゐる。京大本の「将軍」が削除され、「尊氏」「武将」「両將」などに置き換えられている。この箇所の寛正本は京大本に一致し、流布本も京大本にほぼ等しい⁽¹⁶⁾。同様の例は『梅松論』全体を通じて枚挙に遑がない。逆に天理本のみに「将軍」の語が用いられる例もあるが、それほど多くはない⁽¹⁷⁾。京大本の右の六例で将軍と呼ばれている人物は、源頼義(最初の例)と足利尊氏(他の五例)である。實際

には、頼義は将軍ではなく、尊氏もこの時点では将軍ではないので京大本の呼称は正確ではない⁽¹⁸⁾。したがつて、天理本の指向性は史実に適い、正確さを追求するものなる。

天理本のこの特性について、尊氏だけでなく直義をも重視する政治的解釈がある⁽¹⁹⁾。その点に特に異論はない。しかしながら、『梅松論』全体の「将軍」重視の構想が存在すると仮定した場合⁽²⁰⁾、天理本には「将軍」中心構想が軽視されている、または認識されていない、と推断できるのである。すなわち、直義を重視するための改変に伴つて、天理本には「将軍」の存在感も縮小したのであるが、それは同時に作品を貫流する将軍中心構想の弱体化をも意味するのである。また、頼義は『梅松論』(京大本)の詳細な「将軍」紹介記事の中で明確に将軍の一員に加えられており(一〇頁)、尊氏は作品世界では一貫して将軍と称されていることからは、むしろ両名は『梅松論』世界では将军と呼ばれる方が自然であると言つてよい。この点でも京大本の方が作品の秩序に照応するのである。

『梅松論』特有の将軍列挙記事に、『神皇正統記』に基づいて四道将軍の記事を天理本が増補しているのも同断である⁽²¹⁾。朝敵を討ち、世を統治するという『梅松論』が本来堅持している将軍の意味が持たされていなからである。ここにも天理本の史実精確化と構想軽視の指向性が窺えるであろう。

このように天理本『梅松論』は既存の資料・文献を引用する形で、史実を正確・精密にする方向の改変がなされていることがまず確認できる。小川信の「仏説・史論・軍記などの雑多な要素を付加えて、自分の趣味に適合する書物に仕立てようとする動機」からの改作という評価⁽²²⁾も、「自分の趣味」の中に史実の精確化が含まれていると解すれば首肯できる。小助川元太の「直義を賞賛するような姿勢」「皇統思想の枠組みの中での武家による徳政を強調する方向性」などの指摘⁽²³⁾と特に齟齬するものでもない。しかし、前稿⁽²⁴⁾で述べた『梅松論』の皇位継承史構想に注目すると、以下のように、先行諸説とは異なった特性が見いだせるのである。

二、後堀河院の系譜と天理本

京大本『梅松論』においては、史実が無視されて後堀河院が後鳥羽院の「子孫」と位置づけられている。実際には、後堀河院は後鳥羽院の甥にあたり、血脉上の子孫ではない。この誤りは、流布本系諸本にも踏襲され、天理本を除くすべての『梅松論』に共通する。

これは『明惠上人伝記』との対比、後堀河院の登場箇所のすべてにおいて後鳥羽院の「孫」と明記されている点などから、誤写・誤記の類とは考えられない。意図的な変改であり、作品世界の主調に関わり、ここに『梅松論』独自の皇位継承史が形成されているとも言い得る

ことは既に論じた⁽²⁵⁾。京大本の後堀河院は次のように三ヶ所において「(院ノ)御孫」と規定される（以下、①は京大本を、②は天理本を意味する）。

①(a)院ヲ隱岐国ニ遷奉。則貞応元年ニ、院ノ御孫、後

堀川天皇ヲ位ニ即奉。（二一頁）

①(b)次ニ承久ニ(後)鳥羽院ノ代ヲ乱リ給シニヨテ、
隱岐国ニ遷シ奉ル。次ニ御孫後堀川天皇ヲ以テ
関東ヨリ御位ニツケ奉ル。（二三頁）

①(c)科上ニアリテ下ヲ責給シカバ、天道不予以テ
ニ帰シテ、終ニ仙洞ヲ隱岐ニ遷シ奉ル。雖然猶以
武家ハ天命ヲ恐テ、御孫ノ後堀川天皇ヲモテ御
位ニ即奉リケリ。（二十四・一五頁）

これらの前提として、承久の乱に際しての北条義時の発言の中に、

①(d)御位ニ於テハ彼院ノ御子孫ヲ位ニ付奉ルベシ
(一一頁)

の一句があり、後鳥羽院(「彼院」)の「子孫」から新帝を選ぼうとする武家政権側の意志が明示されている。これは、後に後堀河帝が後鳥羽院の後裔として登場することと連動していると理解できるであろう。「後鳥羽院の孫」以外の性格規定をなされていない点も軽視できない。『梅松論』世界の後堀河院は、後鳥羽院皇統に明確に定位されていると確言できる。同時に、土御門院・順徳院・仲恭帝の名が記されないことにより、本文の上からは、後鳥羽院の血統上の後継者が後堀河院で

あるとした場合の不自然さの漏出が回避されているとも言える。

それに対して、天理本の該当箇所は、後堀河院に関して大差がある（京大本の①(a)に対応するのが天理本の②(a)。以下同じ）。

②(a)院ヲハ隱岐国へ移シ奉リ、（中略）然則、貞応元

年ニ持明院ノ法皇第三ノ御子茂仁王ヲ御位ニ即奉ル。後堀川ノ天皇是也。（二四九頁）

②(b)次ニ承久ニ後鳥羽院、世ヲ乱リ給シニ依テ、隱岐

國ニ遷シ奉リ、（中略）次ニ後堀川院、是ハ高倉

第三ノ御子、守貞ノ親王ノ第三ノ御子也。関東ノ計トシテ御位ニ即奉ル。（二五三頁）

②(c)其科上ニ有テ下ヲ責給ヒシカハ、天道不予ノ道理ニ帰シテ、遂ニ左遷ノ愁ニ沈給ヘリ。是又今度ノ儀ニ准シ難シ。（二五五頁）

②(d)御位ニ於テハ彼院ノ御子孫ヲ即奉ヘシ。（二四九頁）

②(a)・(b)には、「御孫」の部分が削除されて、後高倉院（=持明院法皇・守貞親王）の第三子である事実が明記されている。後堀河院を後鳥羽院の「孫」とするのを明らかな誤謬と見なして、正しい系譜を示したと考えられよう。②(c)の部分では、後堀河院関係記事が完全に削除されている。史実を尊重するためであろう。また、②(d)に関しては①(d)と異同がない。そのために天理本では(d)の嚴命が(a)・(b)で守られなかつたことになり、

文脈上の不自然さが生じる。

天理本の(a)・(b)の「中略」の部分には、この時期の皇位継承過程と皇統譜が紹介されている。左にその全文を引用する。

②(a')順徳院ヲハ佐渡へ流シ奉ル。新帝ハ外舅攝政道

家ノ大臣トノ九條ノ亭へ脱レサセ給。此ノ廢帝ト申ハ、順徳院、御身ヲ輕メテ御父後鳥羽ノ上皇ト御心ヲ一ニシテ合戦ノ御謀トヲモセサセ給ハシ御為ニ、太子懷成ノ王ヲ新主トシテ、俄ニ讓国ノ儀アリシカトモ、三箇月ノ中ニ軍サ破レケレハ、即位登壇マテモ無テ捨ラレサセ給ヘハ、僅力ニ七十七箇日ノ間、神器ヲ伝給ト云共、日嗣ニハ加ヘ奉ラス⁽²⁶⁾。（二四九頁）

②(b')順徳院ヲハ佐渡へ流シ奉リ、御兄土御門ノ院ヲハ阿波国へ流シ奉リケリ。廢帝ハ道家大臣ノ九條亭へ脱サセ給。御元服ナントモ無リシカ、十七歳ニテ隠給。（二五三頁）

この天理本独自記事により、順徳院は後鳥羽院の男子であり、懷成（廢帝）という男子と土御門院という兄弟をもつことが分かり、後鳥羽院と後堀河院の間の三代の皇位継承過程が湧出する。すなわち、後鳥羽から後堀河への皇位移動事情を曖昧にしてあたかも直系的に継受されたように偽装する京大本に反して、天理本は實際の皇統系譜を正確に描き出すのである。さらに、後堀

京大本・流布本の皇位繼承過程（後堀河院まで）

後鳥羽 —— □ —— 後堀河

天理本の皇位繼承過程（後堀河院まで）



図 1

河院の属する後高倉院（持明院）皇統についても、②(a)に統いて、

②(a")此持明院ノ宮ト申ハ、高倉院第三ノ御子後白河ノ

法皇ノ御撰ヒニ漏給シ後鳥羽同母ノ御兄、二品

守貞親王也。御子後堀川ノ天皇位ニ即給ニ依テ、

後ニハ後高倉院ト申也。当初ミ此宮ヲ持明院ノ

御局ト申人養ナヒ申サレケルニ依テ、持明院ノ

宮ト申ト云々⁽²⁷⁾。（二四九頁）

と詳述し、精確な系譜（系図）を形成しようとしている

（図1参照）。

歴史物語の本質に系図の文章化という要素が認められるならば⁽²⁸⁾、天理本は、『梅松論』を歴史物語の本流に近づけるものとも言えよう。しかし、同時に、京大本などに見られる独自の歴史構想を破壊するものとなつてきている。後嵯峨院を後鳥羽院の皇統に位置づけることが、後嵯峨院以降の皇位繼承が複線化し、正邪・理非に二分されることとの対照に益すると考えた場合

は、天理本の作意は『梅松論』全体の構想を不明瞭にすると判断できる。

また、初学者の教育・啓蒙に資するところに中世の芸的歴史叙述の存立意義を認めるならば⁽²⁹⁾、天理本の姿勢は、史実を正確に記録し、基礎的な知識を提供しようとするものであり、適正なものと評価できる。しかしながら、『梅松論』が全編をもつて呈示する特有の歴史観とは齟齬を生じざるを得ない。歴史書として美学的享受を期待する天理本と、芸術的作品として独創的歴史世界を創造する京大本との差違を認めるべきかもしれない。

三、皇位繼承史構想と史実性

『梅松論』の皇位繼承史は、後嵯峨院以降に顕在化し、同院の遺勅が皇統の正否を決する。まず、京大本と天理本の遺勅の部分を示す。

①(e)「京大本」爰ニ後嵯峨院^{仁邦}、寛元年中崩御ノキザミ、遺勅ニ宣ク、一御子後深草院^久受禪アルベシ。ヲリ居ノ後ハ長講堂領百八十ヶ所ヲ以テ当御流ノ御領トシテ、御子孫ハ永御在位ノ望ヲヤスマラルベシ。次ニ二ノ御子龜山院^恒御即位有ベシ。当御流ノ御治世ハ累代アヘテ断絶不レ可レ有。子細ニヨテ也ト云々。（一三頁）

②(e)「天理本」爰後嵯峨院^邦、寛元々年ヨリ御在位四年、

文永九年ニ崩御ノ刻ミ、遺勅有テ云ク、一ノ御子

久仁_{後深草院}

先御受禅アルヘシ。下位ノ後ハ長講堂領

百八十箇所ヲ以テ当流ノ御領トシテ、御子孫ハ

長ク御在位ノ望ヲ止ラルヘシ。次ニ二ノ御子恒

仁_{龜山院}御即位、御治世ハ長ク当御流ニアルヘシ。

(二五三頁)

皇位は、兄の後深草院がまず受け継ぎ、次に弟の龜山院が即位し、その次からは永久に龜山院の血統に皇位を固定すること、皇位を手放す代償として長講堂領を後深草院流の所有地にすることを命じたものである。この限りにおいて両本に相違はない。

ただし、後嵯峨院の没年については、京大本の「寛元年中」(一二四三~一二四七年)は誤りで、天理本の「文永九年」(一二七二年)が正しい。釜田喜三郎は、京大本の形を「天理本『寛元々年ヨリ後在位四年文永九年ニ』の『々年』以下を脱漏した結果起つた誤り」と見て、天理本の形が原態であると推断する³⁰。しかし、天理本の他帝の項の形式に従うならば、「寛元々年ヨリ同四年ニ至ル。御在位四年也。文永九年ニ」などとあるべきである³¹。天理本も「同四年ニ至ル」を欠き、不完全である。これをもつて、京大本の不完全さを天理本が補正しようとしていると見なすことができるであろう。また、本来の『梅松論』の歴史構想は、後嵯峨院の父祖と系譜を隠蔽するものと考えられる³²。そうであれば、天理本の精確性を求める方針により、京大本の本文が

修訂されたと見る方が妥当なのである³³。

天理本が精確を目指すと述べたが、実は文脈上の混乱を生じさせている。文永九年に勅命によつて後深草院の皇位繼承を決めたというのが天理本の文意であるが、直後の「是ニ依テ、後深草院御即位アリ。御治世、宝治元年ヨリ正元々年マテ十三年也」(二五三頁)と矛盾する。文永九年(一二七二)に皇位繼承が認められたはずの後深草院が実はその二十五年前の宝治元年(一二四七)に即位し、十三年前の正元元年(一二五九)にはすでに退位していたことになる。連動して龜山院の在位期間も整合しない。一方、京大本は文脈上は齟齬がない。寛元年中に没した後嵯峨院の遺勅のままに後深草院が即位したという趣意であり、前文の「後嵯峨天皇、寛元元年ヨリ同四年マテ御治世也」(一一页)にも反していない。京大本は、史実を尊重しないで、独自の歴史観に基づき、独自のストーリーを創造しているのである。天理本は、そのような形態を史実に合わせようとして、不十分なままに終わつたと見て大過ないであろう。

釜田は、また、天理本の「久仁_{後深草院}」の部分について、京大本の「後深草院久仁」と比べて「まだ即位以前であるから『久仁』として、その説明として『後深草院』とするのが本来の正しい形」であり、天理本が「原形」であると説く³⁴。しかし、「正しい形」と「原形」は同義ではない。精確を追求する天理本の指向性からは、京大本のよ

うな原形を正しい形に訂したと考えて支障はない。

このように、天理本『梅松論』は、本来の虚構的歴史構想に繫縛されることなく、場合によつてはそれを無視して、史実上の精確性の確保を目標として加筆・改変する傾向の顕著な異本なのである。それを明瞭に示す例として、皇位継承過程と天皇家の系譜の描出方法が注目される。

京大本には、後堀河院以降の皇位継承の経緯が二ヶ所に列記される。

①(f)（後堀河院は）御治世自貞応元年、貞永元年ニ至マデ十一ヶ年也。次ニ四條院、天福元年ヨリ、仁治三年マデ、御治世十年也。次（後）嵯峨天皇、寛元元年ヨリ同四年マデ御治世也。次後深草院、宝治元年ヨリ、正元元年至マデ、御治世十三年也。次亀山院、文応元年ヨリ文永十一年マデ、御治世十五年也。次後宇多院、建治元年ヨリ弘安十一年マデ、御治世十三年也。次伏見院、正応元年ヨリ永仁六年マデ、御治世十一年、次持明院、正安元年ヨリ同三年マデ、御治世也。次後二條院、乾元元年ヨリ徳治二年マデ、御治世六ヶ年也。次萩原院、延慶元年ヨリ文保二年マデ、御治世十一年也。次後醍醐院、元応元年ヨリ元弘元年マデ、御治世十三年歟。次当今景仁。又当今豊仁。（一一頁。①(a)に続く部分）

①(g)依之後深草院御治世ハ宝治元年ヨリ正元元年ニ

至マデ也。次ニ亀山院ノ御在位ハ文応元年ヨリ文永十一年ニ至也。次ニ亀山院ノ御子後宇多院仁御在位、建治元年ヨリ弘安十年ニ至也。（中略）後深草院御子伏見院^{仁興}一御子御流也、正応元年ヨリ永仁五年ニ至也。次ニ伏見院御子持明院、正安元年ヨリ同三年ニ至也。（中略）後宇多院御子後二條院、御在位乾元元年ヨリ徳治二年ニ至也。（中略）

一ノ御子ノ御流伏見院ノ御子萩原新院、御在位延慶元年ヨリ文保二年ニ至也。（中略）後宇多院ノ二ノ御子後醍醐^{尊治}御子^{流也}、元応元年^{辛未}ヨリ元弘元年ニ至也。（二三頁。①(e)に続く部分）

①(f)には各帝の系譜上の関係は記されず、後堀河院から光明院（豊仁）までの皇位の移動が淡々と記録されているに過ぎない。①(e)(g)においては、「非儀に立帰リテ」「道理ニ帰シテ」などの評言が差し挟まれて皇統の正邪が区別される中で、両統の血縁関係が明示される。流布本も大差ない。

これに対応する天理本は、次のように詳密である。

②(f)当今^{後堀川院}御治世、貞応元年ヨリ貞永元年ニ至マテ十一ヶ年也。則彼院御子四條院天福元年ヨリ仁治三年マテ十ヶ年ノ御治世也。次ニ後嵯峨ノ院是ハ土御門院第二ノ皇子、後鳥羽院ノ御孫也、寛元々年ヨリ同キ四年ニ至マテ御治世アリ。次ニ同御子後深草院、宝治元年ヨリ正元々年マテ十三年ノ御治世也。次ニ同御弟亀山院、文応元年ヨリ

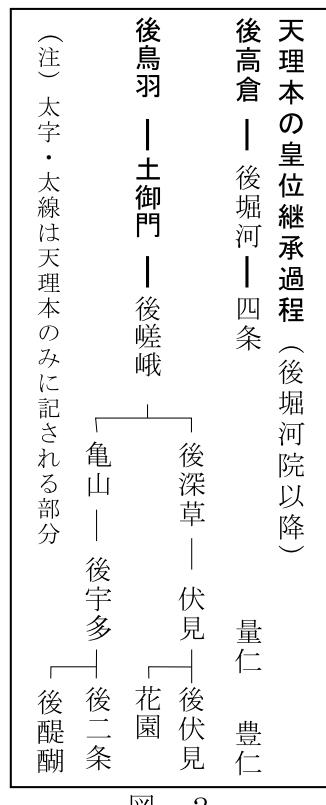
リ文永十一年ニ至マテ御治世十五ヶ年也。次同御子後宇多院、建治元年ヨリ弘安十年マテ御治世十三年也。次後深草ノ御子伏見院、正應元年ヨリ永仁六年ニ至マテ御治世十一年也。次ニ同御子後伏見院、正安元年ヨリ同三年マテ御治世アリ。是ヲ持明院ノ法皇ト申ス。以前ニ後堀川ノ御父後高倉院ヲ持明院ノ宮ト申シカ共、今持明院方ト申ハ、此院ヨリ始マレリ。次ニ後宇多ノ御子後二條院龜山_{御孫}、乾元々年ヨリ德治二年ニ至マテ御治世六年也。次ニ花園院、伏見院第二ノ御子、萩原院共申ス、持明院ノ御弟也、延慶元年ヨリ文保二年ニ至マテ御治世十一年也。次ニ後醍醐院、後宇多第二ノ御子、御歳卅二ニテ御即位アリ、元応元年ヨリ元弘元年ニ至マテ御治世十三年也。次ニ当今_{光嚴}院、量仁并ニ豊仁、日嗣ヲ伝給也。(二四九・二五〇頁。②(a)に続く部分)

②(g)是ニ依テ後深草院御即位アリ。御治世宝治元年ヨリ正元々年マテ十三年也。次ニ龜山院、御在位十五年、文應元年ヨリ文永十一年ニ至ル。次ニ龜山ノ御子後宇多院仁_世、御在位十三年、建治元年ヨリ弘安十年ニ至ル。(中略)伏見院熙ヲ御位ニ即奉。後深草院太子ニテ御座ス也。正應元年ヨリ永仁六年マテ御治世十一年也。次ニ後伏見院持明院トモ、伏見院太子、後深草ノ御孫也、御治世、正安元年ヨリ同キ三年ニ至ル。(中略)龜山ノ御孫、

後宇多院ノ御子、後二條院邦治ヲ御位ニ即奉ル。御在位、乾元々年ヨリ德治二年ニ至マテ六年也。(中略)後深草ノ御孫、伏見院ノ二ノ御子、花園院仁ヲ御位ニ即奉ル。萩原院共申。此天皇ハ、持明院ノ上皇ノ御弟ナカラ、御猶子ニテ御座シケレハ、伏見院崩御アリシカトモ、諒闇ノ儀無リキ。御治世、延慶元年ヨリ文保二年ニ至マテ十一年也。(中略)龜山ノ御孫、後宇多第二ノ御子、尊治親王御位ニ即給。後醍醐院是也。元応元年ヨリ弘元辛未年ニ至マテ、御治世十三年也。(二五三・二五四頁。②(e)に続く部分)

傍線部分が、天理本の独自記述である。(f)については、京大本のような本文に各帝の系譜上の関係を補つたものにほかならない。中でも、後嵯峨院を「土御門院第二ノ皇子、後鳥羽院ノ御孫」と説明するのは、天理本の大きな特色である。本来の『梅松論』は、京大本のように、後嵯峨院以前の天皇の系譜・系統を意図的に省略していると考えられるからである。それが天理本に記されるのは、系譜・史実を明瞭・精確にするためと思われる。

さらに言えば、(f)に皇位継承の順序を示し、(g)に二皇統を峻別するのが本来の形状と思われ、天理本には同一の記述が重複しており、説明過多の感は否めない。天理本における後伏見院(持明院)・花園院(萩原院)



（注）太字・太線は天理本のみに記される部分

の名称上の説明の仕方も、②(a')と近似しており、後補を予想させる。(g)の系譜説明の詳しさ、在位年数の重複記載なども説明過多の印象を免れないであろう。②(g)の二重傍線部は、『神皇正統記』による増補である可能性が高い⁽³⁵⁾。天理本には、このほかにも、『神皇正統記』に基づく増補記事があり (a')・(a')・(b')など)、これらとの近似性も(f)・(g)における増補を傍証し、天理本の精确志向を明確にする。

結

『梅松論』特有の皇位繼承史、將軍中心構想に注目して、天理本『梅松論』の一特質の追究を試みた。その結果、正確性と精密性を目指しての加筆と修正がなされていること、それが全編の整合性を失わせる結果を伴っていることが明らかになつた⁽³⁶⁾。歴史的事実を正確に伝えるために誤謬と曖昧さを排除する嘗為が、本来の『梅松論』が堅持していた虚構的歴史構想を崩壊に

導き、文脈上の新たな矛盾を生み出しているのである。ただし、出来る限り史実の誤りを訂し、詳しい説明を付加することによって、歴史書としての信頼度を増することは十分に評価できる。これは中世の文芸的歴史叙述が通史教育の教材として活用されていたことと関係すると思われる。京大本『梅松論』が独自の歴史観によって歴史を再構築して、歴史的な文芸を創作する方向性をもつて、天理本はそれを他の作品の引用によって史実に近づけ、文芸的な歴史書として整備しようとしたとも言えるのである。このように考えると、この作品の享受の実態が解明できなければ、天理本の評価もできないと思われる。この説明のためには、『梅松論』諸本の語りの場、語り手・聞き手・記録者の設定についての考察が不可欠であろう。また、作品の思想性や作者の政治意識も関連するであろう。本稿では、天理本の精確性を指摘するにとどめ、本質的究明は今後の課題としたい。

注

- (1) 高橋貞一「京大本梅松論解説」『国語国文』第三十三卷第八号、昭和三十九年八月。京都大学文学部国語学国文学研究室編『京大本梅松論』（昭和三十九年、京都大学国文学会刊）にも収録。
- (2) 釜田喜三郎「梅松論と太平記との関係」『心の花』第八百号、昭和四十年六月）・「寛正本梅松論発掘の

跡——小川信氏の「梅松論諸本の研究」を読む」——
（『神戸商船大学紀要（第一類・文科論集）』第十九号、昭和四十六年三月）・「寛正本梅松論発掘の跡（続）」（『神戸商船大学紀要（第一類・文科論集）』第二十号、昭和四十七年三月）。これらは、他の関係論文とともに同著『太平記研究——民族芸術の論——』（平成四年、新典社刊）に再録されている。

（3）小川信『梅松論』諸本の研究（岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史籍論集 下巻』昭和四十四年、吉川弘文館刊）・『梅松論』諸本の研究・補説』（『国学院雑誌』第八十卷第十一号）。

（4）加美宏「梅松論解説」（同他校注『梅松論・源威集』新撰日本古典文庫3、昭和五十年、現代思潮社刊）。

（5）小助川元太「天理図書館本『梅松論』考」（唱導文学研究』第三集、平成十三年二月。同著『行善編「塙囊鈔」』の研究』（平成十八年、三弥井書店刊）に再録）。

（6）天理本『梅松論』の研究史は、前掲の加美・小助川などの論考に整序されている。

（7）高橋貞一前掲解説（1）、釜田喜三郎「寛正本梅松論発掘の跡」（前掲（2））など。

（8）小川信前掲論文（3）、小助川元太前掲論文（5）など。（9）（8）と同じ。

（10）釜田喜三郎前掲論文（2）、小川信前掲論文（3）、

武田昌憲「少弐氏の顕彰と古写本『梅松論』——「梅松論」小考（2）——」（『古典遺産』第三十三号、昭和五十七年十月）、小助川元太前掲論文（5）など。

（11）京大本『梅松論』の引用は、高橋貞一「翻刻・京大本梅松論」（『国語国文』第三十三卷第八・九号、昭和三十九年八・九月。京都大学文学部国語学国文学研究室編『京大本梅松論』（昭和三十九年、京都大学国文学会刊））と同一）。ただし、原本複写により訂正し、句読点などを変更したところがある。

（12）天理本『梅松論』の引用は、小助川元太「翻刻天理大学附属天理図書館蔵『梅松論』上下」（同著『行善編「塙囊鈔」』の研究』平成十八年、三弥井書店刊）により、他本との対比のために句読点などを改めたところがある。

（13）流布本の引用は、矢代和夫・加美宏校注『梅松論・源威集』新撰日本古典文庫3、昭和五十年、現代思潮社刊）による。

（14）（2）と同じ。

（15）釜田喜三郎「寛正本梅松論発掘の跡（続）」（前掲（2））に引用される三種の『太平記』本文は、いずれも執権列挙記事に高時を欠いている。この点では京大本と共通し、古くは高時を除く執権リストが存在していたのかもしれない。可能性は低いが、京大本の欠脱を天理本が補つたということもあり得ないわけではない。ただし、その場合も、天

理本が必ずしも原形ではなく、精確さを目指す姿勢が顕著であるという推定に導かれる。

(16) ここに挙げた六例のうち、京大本の「將軍ノ御船ニハ」(三七頁)のところが流布本(延宝本)で「御舟には」となる以外は、京大本と流布本は一致する。また、寛正本の「將軍ノ武略」(二九二頁)が

京大本「將の謀」(三四頁)、天理本「將ノ武略」(二七九頁)になるような例もあり、異同は単純ではないが、天理本に「將軍」に固執しない傾向があることに疑いはない。

(17) 天理本の「將軍」が京大本・寛正本の「両將」に対応している例などが散在するが、多くはない。

(18) 北村昌幸「征夷大將軍の系譜—『梅松論』における頼朝と尊氏—」(『人文論究』第五十五卷第四号)など参考。

(19) 小助川元太前掲論文(5)など。

(20) 拙稿「梅松論」の基幹構想—「將軍」と「正統」—(『島大国文』第二十三号、平成七年一月)参照。

(21) 小川信前掲論文(3)参照。

(22) 小川信前掲論文(3)。

(23) 小助川元太前掲論文(5)。

(24) 拙稿「梅松論」の皇位繼承史構想—後堀河院・後嵯峨院・光嚴院の正統性—(『国語教育論叢』第十号、平成十七年三月)。

(25) (24)と同じ。

(26) ②(a)のところ、「神皇正統記」からの転用と言われる。しかし、「太子懷成ノ王」「三箇月ノ中ニ軍サ破レケレハ」などの天理本独自の記述も見いだせ、直接的引用とは即断できない。

(27) 守貞親王は高倉院の第二皇子であり、後白河院の皇位繼承者選びに漏れた「三ノ御子」とは別人である。この混同は『神皇正統記』のほかに『増鏡』にも共通する。天理本はその誤りを踏襲している。

(28) 時枝誠記「栄花物語を読む—その文面から系図を読みとるための国語学的方法—」(『国語と国文学』第四十一卷第十号、昭和三十九年十月。河北騰編『大鏡・栄花物語』(日本文学研究大成、昭和六年、国書刊行会編)に再録)、拙稿「歴史物語の範囲と系列」(『島根大学教育学部紀要』第二十七卷第一・二号、平成五年十二月・同六年三月。『歴史物語の系譜に関する研究』(平成五年度科学研究費補助金(一般研究C)研究成果報告書)収録)など参照。

(29) 拙稿「中世における歴史叙述と通史教育」(『日本文學』第四十六卷第七号、平成九年七月)参照。

(30) 「寛正本梅松論発掘の跡(続)」(前掲〈2〉)。

(31) 後文に、「(伏見院)正應元年ヨリ永仁六年マテ御治世十一年也」、「(後伏見院)正安元年ヨリ同キ三年ニ至ル」、「(後二条院)、御在位乾元々ヨリ徳治二年ニ至マテ六年也」などとある(二五三頁)。

(32) 前掲拙稿(24) 参照。

(33) ただし、天理本も史実を正確に伝えていない。前掲拙稿(24)に既述したところであるが、事実としては、後嵯峨院生前に後深草・龜山両帝の即位と龜山院の皇子(後宇多院)の立坊がすでに成し遂げられており、「遺勅」が効力を發揮する場面はなかったのである。

(34) 「寛正本梅松論発掘の跡(続)」(前掲(2))。

(35) 「(花園帝は) 法皇(伏見院)ノ父 カクレ給テモ諒闇ノ儀ナカリキ。上皇(後伏見院)ノ兄 御猶子ノ儀トゾ。例ナキコト也。」(岩佐正校注「神皇正統記」
『神皇正統記・増鏡』日本古典文学大系⁸⁷、昭和四十年、岩波書店刊)一七〇頁)

(36) 全体的な考察結果ではないので、まとめの中には記さないが、「執權」「將軍」の扱い方から見ると、天理本よりも京大本の方が原形に近い徵証が見いだせた。

(本学教授)